年　　月　　日

共同研究者追加の審議について（依頼）

学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点

総括拠点長　殿

課題ＩＤ：

課題代表者氏名：○○大学○○○○○

○○○○○○○

以下に記載した共同研究者について，３ページ目以後に添付した理由のとおり，共同研究者追加に関する審議をお願いいたします。

1. 追加する共同研究者の情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 氏　名 | 所属機関・部局名（国外の場合は所在地） |
| １ |  |  |
| 国籍（日本以外の場合)： |
| 計算機： | 非居住者： | 若手：□35歳以下，□40歳未満 | 学生： |
| 科研費研究者番号： | 研究分野コード： |

* 追加する共同研究者に募集要項別紙1(1)記載の計算機のアカウントが必要な場合はHPCI-IDを取得のうえ「計算機」欄に「有」と記入してください。
* 計算機利用者で外為法上の非居住者に該当する方（国外機関に所属する者や来日6ヶ月未満の外国人学生等：「安全保障貿易管理について」（令和元年７月 経済産業省貿易管理部）15ページ「居住者及び非居住者の判定」(\*)をご確認下さい）については，「非居住者欄」に「該当」と記入して下さい。なお，非居住者の計算機利用については，事前に確認を取らせていただく場合がございます。(\*)<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/setsumei_anpokanri.pdf>
* 統計調査のため，課題終了時点で35歳以下，または，40歳未満の方は，「若手」欄の該当」する□を■に変更してください。
* 共同研究者が学生である場合は，「学生」欄に「該当」と記入して下さい。なお，大学院生以上が認められます。
* 「科研費研究者番号」の該当がない方については，共同研究者追加の承認後，共同研究に参加する前に研究倫理教育の受講証明または研究倫理教育を義務化している研究予算の最近の獲得実績の提出を求めます（学生を除く）。この受講証明または獲得実績の提出が，研究課題開始から3ヶ月以内，または，本研究者追加承認から1ヶ月以内のいずれか遅い期限までに行われない場合は，当該課題参加者の削除が必要となります。
* 「研究分野コード」は，JHPCN web（共同研究申し込み＞応募方法詳細）からダウンロードしたうえで記入ください。
* 本様式で全研究者が記載できない場合には，適宜，本様式を追加してください。

以上

【課題代表者に対する説明】

HPCI-JHPCNシステム利用課題の共同研究者追加手続きについて

1. 当拠点の共同研究者追加では，まず，当拠点共同研究課題審査委員会にて共同研究者追加について審議されます。この審議にて了承された場合，HPCI課題審査委員会で課題参加者追加の審議が行われ，最終的な採否結果は一般財団法人高度情報科学技術研究機構（RIST）から通知されます。
2. このファイルの全てのページに必要事項を記入し，拠点事務局jhpcn.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jpへ送信して下さい（PDFに変換のうえ送信してください）。「課題ＩＤ」はHPCI申請支援システムから発行された課題ＩＤを記載して下さい。
3. 当ファイルの２ページ目までが当拠点共同研究課題審査委員会宛の審査依頼のレターヘッドおよびJHPCN固有の情報，３ページ目以後がHPCIの追加理由書様式です。当拠点では双方合わせた記載内容について審議されます。
4. 本様式は，HPCI-JHPCNシステム利用課題（拠点課題IDがH，HI，HCで終わる課題）用です。JHPCN課題（拠点課題IDがJ，JI，JCで終わる課題）は本様式とは別のJHPCN課題用の様式をご利用ください。

　　　年　　月　　日

課題参加者追加理由書

一般財団法人高度情報科学技術研究機構

理事長殿

課題ID：

課題代表者所属：

課題代表者氏名：

下記の理由により、課題参加者の追加を申請いたします。

記

１．課題名・利用枠

1. 課題名
2. 利用枠（何れかにチェック）
* 「富岳」課題

□ 成果創出加速プログラム課題

試行的利用課題（□ 早期利用課題、□ 利用準備課題）

* HPCI課題

□ 一般課題、□ 若手人材育成課題

産業利用課題（□ 実証利用、□ 個別利用、□ トライアル・ユース）、

□ HPCI共用ストレージ（共有型）利用研究課題

□ HPCI新型コロナウイルス感染症対応課題

* HPCI-JHPCN課題

□ HPCI-JHPCN課題

２．課題参加者追加登録の理由

1. 当該参加者が当初の課題参加者リストに入っていなかった理由（該当項目にチェック）

□ 学生の新規参加　　□ 人事異動　　□ 組織改編　　□ 新規採用

□ その他（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

1. 当該参加者の役割

３．追加する課題参加者の氏名・所属・身分（職位）・HPCI-ID・照合コード・分担

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 氏　名 | 所属機関 | 身分（職位） | HPCI-ID | 照合コード |
| 1 |  |  |  |  |  |
| 分担： |

**＊氏名、所属は申請支援システムに登録済みの情報と相違のないように記載してください。**

＊複数の場合は枠を追加してください。

４．安全保障貿易管理に関する取組について

**課題に非居住者を参加させる場合には、技術データ注１）の提供等に際し外為法に基づく安全保障貿易管理が必要であることを、私自身を含め課題の参加者全員が理解しています。**

注１）文書又はディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたものであって、青写真、設計図、線図、モデル、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等の形態を採るもの又はプログラムです（紙媒体や電子ファイル等の提供形態によりません）。（「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）第三版」平成29年10月経済産業省貿易管理部）

1. 非居住者に技術提供する場合には、技術を提供する課題参加者及び当該参加者の属する法人が、外為法における手続を順守し、安全保障貿易管理を行います。
2. 課題参加者の所属法人が異なる場合には、各法人において安全保障貿易管理を行います。
3. 非居住者が参加した実施体制の下、非居住者以外の者によって新たに生み出された情報（例えば、シミュレーション結果等）は、非公知の情報となるため、当該情報を非居住者に提供する場合は、外為法に基づく手続きを行います。
4. 非居住者がアクセスできる共有ストレージに非公知の情報を格納した段階で、技術の提供とみなされることにも留意します。非居住者のアクセス権設定には慎重な配慮と、他の参加者への周知を行います。
5. 研究課題を進める過程で将来生み出される技術（研究成果等）についても予め一定の範囲で審査を行い、包括的許可を取得しておくことを考慮します。
6. ストレージ内の技術データを公開する際には、大量破壊兵器の拡散を防止するという社会的な側面、科学者倫理に基づく側面も配慮し、公開の適否を慎重に検討します。また、インターネット上での公開が役務取引許可不要の規定に該当しないケース（特定の者に提供することを目的とする場合等）もあることに留意します。

以上

（V04-5）